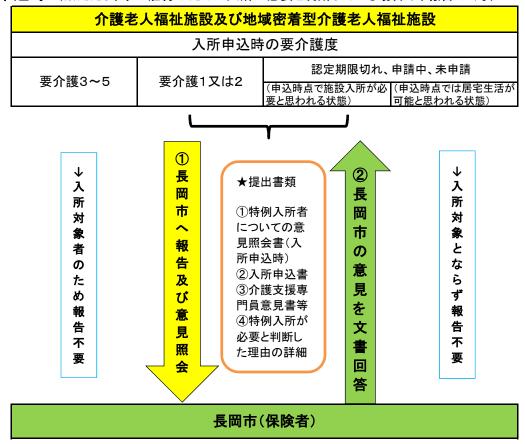
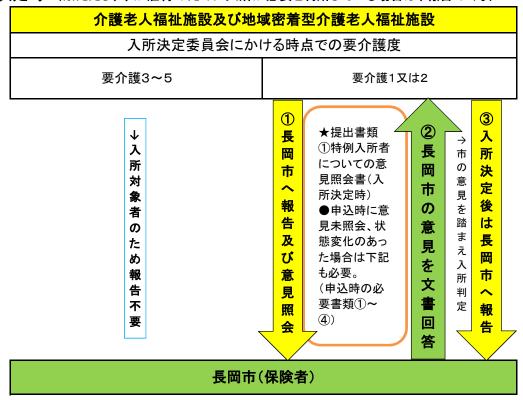
## 「長岡市特例入所者の取扱い」事務フロー

①入所申込時 (※ただし、市が虐待のために入所が必要と判断している場合は、報告のみ。)



②入所決定時 (※ただし、市が虐待のために入所が必要と判断している場合は、報告のみ。)



<sup>★</sup>要介護1又は2であっても特例入所が認められる者

①認知症である者であって日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である